

第 9 期介護保険事業計画 基本指針（案）について

第9期介護保険事業（支援）計画の基本指針（大臣告示）のポイント（案）

基本的考え方

- 次期計画期間中には、団塊の世代が全員 75 歳以上となる 2025 年を迎えることになる。
- また、高齢者人口がピークを迎える 2040 年を見通すと、85 歳以上人口が急増し、医療・介護双方のニーズを有する高齢者など様々なニーズのある 要介護高齢者が増加する一方、生産年齢人口が急減することが見込まれている。
- さらに、都市部と地方で高齢化の進みが大きく異なるなど、これまで以上に中長期的な地域の人口動態や介護ニーズの見込み等を踏まえて介護サービス基盤を整備するとともに、地域の実情に応じて地域包括ケアシステムの深化・推進や介護人材の確保、介護現場の生産性の向上を図るための具体的な 施策や目標を優先順位を検討した上で、介護保険事業（支援）計画に定めることが重要となる。

見直しのポイント（案）

1. 介護サービス基盤の計画的な整備

- ① 地域の実情に応じたサービス基盤の整備
 - ・ 中長期的な地域の人口動態や介護ニーズの見込み等を適切に捉えて、施設・サービス種別の変更など既存施設・事業所のあり方も含め検討し、
地域の実情に応じて介護サービス基盤を 計画的に確保していく必要
 - ・ 医療・介護双方のニーズを有する高齢者の増加を踏まえ、医療・介護を効率的かつ効果的に提供する体制の確保、医療・介護の連携強化が重要
 - ・ 中長期的なサービス需要の見込みをサービス提供事業者を含め、地域の関係者と共有し、サービス基盤の整備の在り方を議論することが重要
- ② 在宅サービスの充実
 - ・ 居宅要介護者の在宅生活を支えるための 定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護など地域密着型サービスの更なる普及
 - ・ 居宅要介護者の様々な介護ニーズに柔軟に対応できるよう、複合的な在宅サービスの整備を推進することが重要
 - ・ 居宅要介護者を支えるための、訪問リハビリテーション等や介護老人保健施設による在宅療養支援の充実 ★これまでの資料(2/27 版)への追記箇所

2. 地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取組

- ① 地域共生社会の実現 ★これまでの資料(2/27 版)への追記箇所
 - ・ 地域包括ケアシステムは地域共生社会の実現に向けた中核的な基盤となり得るものであり、制度・分野の枠や「支える側」「支えられる側」という関係を超えて、地域住民や多様な主体による介護予防や日常生活支援の取組を促進する観点から、総合事業の充実を推進
 - ・ 地域包括支援センターの業務負担軽減と質の確保、体制整備を図るとともに、重層的支援体制整備事業において属性や世代を問わない包括的な相談支援等を担うことも期待
 - ・ 認知症に関する正しい知識の普及啓発により、認知症への社会の理解を深めることが重要
- ② デジタル技術を活用し、介護事業所間、医療・介護間での連携を円滑に進めるための 医療・介護情報基盤を整備
- ③ 保険者機能の強化
 - ・ 給付適正化事業の取組の重点化・内容の充実・見える化

3. 地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び介護現場の生産性向上

★これまでの資料(2/27 版)への追記箇所

- ・ 介護人材を確保するため、処遇の改善、人材育成への支援、職場環境の改善による離職防止、外国人材の受入環境整備などの取組を総合的に実施
- ・ 都道府県主導の下で生産性向上に資する様々な支援・施策を総合的に推進。介護の経営の協働化・大規模化により、人材や資源を有効に活用。
- ・ 介護サービス事業者の財務状況等の見える化を推進

第9期計画において記載を充実する事項（案）

- 第9期の基本指針においては、介護保険部会の「介護保険制度の見直しに関する意見」等を踏まえて、主に以下の事項について記載を充実してはどうか。

1 介護サービス基盤の計画的な整備

- 中長期的な地域の人口動態や介護ニーズの見込み等を適切に捉えて、施設・サービス種別の変更など既存施設・事業所のあり方も含め検討し、地域の実情に応じて介護サービス基盤を計画的に確保していく必要性
- 医療・介護を効率的かつ効果的に提供する体制の確保、医療・介護の連携強化
- サービス提供事業者を含め、地域の関係者とサービス基盤の整備の在り方を議論することの重要性
- 居宅要介護者の様々な介護ニーズに柔軟に対応できるよう、複合的な在宅サービスの整備を推進することの重要性
- 居宅要介護者の在宅生活を支える定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護など地域密着型サービスの更なる普及
- 居宅要介護者を支えるための、訪問リハビリテーション等や介護老人保健施設による在宅療養支援の充実

★これまでの資料(2/27 版)への追記箇所

2 地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取組

- 総合事業の充実化について、第9期計画に集中的に取り組む重要性
- 地域リハビリテーション支援体制の構築の推進
- 認知症高齢者の家族やヤングケアラーを含む家族介護者支援の取組
- 地域包括支援センターの業務負担軽減と質の確保、体制整備等
- 重層的支援体制整備事業などによる障害者福祉や児童福祉など他分野との連携促進
- 認知症施策推進大綱の中間評価を踏まえた施策の推進
- 高齢者虐待防止の一層の推進
- 介護現場の安全性の確保、リスクマネジメントの推進
- 地域共生社会の実現という観点からの住まいと生活の一体的支援の重要性
- 介護事業所間、医療・介護間での連携を円滑に進めるための情報基盤を整備
- 地域包括ケアシステムの構築状況を点検し、結果を第9期計画に反映。国の支援として点検ツールを提供
- 保険者機能強化推進交付金等の実効性を高めるための評価指標等の見直しを踏まえた取組の充実
- 給付適正化事業の取組の重点化・内容の充実・見える化、介護給付費の不合理な地域差の改善と給付適正化の一体的な推進

3 地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び介護現場の生産性向上の推進

- ケアマネジメントの質の向上及び人材確保
- ハラスメント対策を含めた働きやすい職場づくりに向けた取組の推進
- 外国人介護人材定着に向けた介護福祉士の国家資格取得支援等の学習環境の整備
- 介護現場の生産性向上に資する様々な支援・施策に総合的に取り組む重要性
- 介護の経営の協働化・大規模化により、サービスの品質を担保しつつ、人材や資源を有効に活用
- 文書負担軽減に向けた具体的な取組（標準様式例の使用の基本原則化、「電子申請・届出システム」利用の原則化）
- 財務状況等の見える化
- 介護認定審査会の簡素化や認定事務の効率化に向けた取組の推進

〔基本指針の構成と新たに計画に盛り込むべき点〕 ※●は事業運営上の留意事項、○は計画における要記載又は要作業事項

基本指針の構成	見直しの方針案（抜粋）	新たに計画に盛り込むべき点
第一 サービス提供体制の確保及び事業実施に関する基本的事項 一 地域包括ケアシステムの基本的理念 二 中長期的な目標 三 医療計画との整合性の確保 四 地域包括ケアシステムの構築を進める地域づくりと地域ケア会議・生活支援体制整備の推進 五 地域包括ケアシステムを支える人材の確保及び介護現場の生産性の向上の推進等 六 介護に取り組む家族等への支援の充実 七 認知症施策の推進 八 高齢者虐待防止対策の推進 九 介護現場の安全性の確保及びリスクマネジメントの推進 十 介護サービス情報の公表 十一 介護サービス事業者経営情報の調査及び分析等 十二 効果的・効率的な介護給付の推進 十三 都道府県による市町村支援並びに都道府県・市町村間及び市町村相互間の連携	●中長期的な介護サービス基盤の整備について ●重層的支援体制整備事業により、他分野との連携促進を図ることが重要である旨 ●生産性向上に資する事業者への支援が重要である旨 ●文書負担の軽減について ●要介護認定審査の簡素化・効率化の取組の推進について ●ヤングケアラーを含む介護負担軽減について ●認知症基本法、認知症施策推進基本計画の内容を踏まえた施策の推進の必要性	→重層的支援体制整備事業との関係について記載

基本指針の構成	見直しの方針案（抜粋）	新たに計画に盛り込むべき点
十四 介護保険制度の立案及び運用に関する P D C A サイクルの推進 十五 保険者機能強化推進交付金等の活用 十六 災害・感染症対策に係る体制整備		
第二 市町村介護保険事業計画の作成に関する事項 一 市町村介護保険事業計画の作成に関する基本的事項 1 基本理念、達成しようとする目的及び地域の実情に応じた特色の明確化、施策の達成状況の評価等 2 <u>要介護者等の実態の把握等</u> 3 市町村介護保険事業計画の作成のための体制の整備 4 <u>中長期的な推計及び第 9 期の目標</u> 5 目標の達成状況の点検、調査及び評価等並びに公表	○中期的な介護ニーズの見通し等について、関係者と共有し、あり方を議論するとともに、既存施設・事業所の今後のあり方を含めた検討が重要であること ○医療・介護双方のニーズを有する高齢者の状況の把握・分析 ●介護情報基盤の活用について ○2040 年度の推計が必須 ○介護予防など第 9 期期間中に効果測定が困難なものや施設の整備目標については、中期の目標として設定が可能であること ○地域包括ケアシステムの構築状況の点検が重要であること	➡中期的な介護ニーズの見通しについて把握・分析 ➡医療ニーズの見通しについて把握・分析

基本指針の構成	見直しの方針案（抜粋）	新たに計画に盛り込むべき点
6 日常生活圏域の設定 7 他の計画との関係 8 その他	●認知症基本法、認知症施策推進基本計画の内容を踏まえた施策の推進の必要性	➔認知症基本法との関係について記載
二 市町村介護保険事業計画の基本的記載事項 1 日常生活圏域 2 各年度における介護給付等対象サービスの種類ごとの量の見込み	○地域密着型サービスの、指定の事前同意等による広域利用等にかかる検討について ○既存資源等を活用した複合型サービスの整備について ○訪問リハ、老健による在宅療養支援機能の充実を図ることの重要性について ○特養のサービス見込み量について、特例入所を含め地域の実情を踏まえた適切な運用を前提とする設定が適当である旨 ○小規模特養のあり方の議論等、必要な介護サービス提供の継続の重要性について ○在宅医療の整備状況や整備目標を踏まえてサービス量を見込むことについて	➔必要であれば記載 ➔以下、検討の結果によって、サービス量を見込む場合には記載
3 各年度における地域支援事業の量の見込み	○総合事業において、医療や介護の専門職の関与等に関する検討を行うことについて ○新型コロナにより低下した通いの場への参加率を向上させる旨 ○総合相談支援業務の一部委託や介護予防支援の見直しについて	➔以下、事業量の見込みとともに記載

基本指針の構成	見直しの方針案（抜粋）	新たに計画に盛り込むべき点
4 被保険者の地域における自立した日常生活の支援、要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止及び介護給付の適正化への取組及び目標設定	○介護サービス提供時間中の有償ボランティアなどの社会参加活動等について ●地域包括ケアシステムの構築状況に関する自己点検結果を参考に、既存の地域資源を活用した地域包括ケア推進及び地域づくりにつなげた取組が重要であることについて ○地域リハビリテーション支援体制の構築推進のため、関係団体等と協働して取り組むこと ○給付適正化事業についての事務負担軽減のため、国保連のシステム活用による点検、委託等の検討や取組状況の公表について ○都道府県との議論、計画への反映について	➡必要であれば記載 ➡以下、現行の施策に追記
三 市町村介護保険事業計画の任意記載事項 1 地域包括ケアシステム構築のため重点的に取り組むことが必要な事項 2 各年度における介護給付等対象サービスの種類ごとの見込量の確保のための方策 3 各年度における地域支援事業に要する費用の額及びその見込量の確保のための方策	○かかりつけ医機能報告等も踏まえた協議の結果を考慮した医療・介護連携の強化について ○総合事業の実施状況の評価等について（必要に応じて広域的な対応を検討） ●住まいと生活の一体的支援の重要性について ○「的確なサービス量の見込み及び見込量確保のための方策」は、介護ニーズの変化だけでなく、医療ニーズの変化についても考慮 ○地域密着型サービスの、指定の事前同意等による広域利用等にかかる検討について	➡以下は任意記載事項であり、記載を加えることとするか検討

基本指針の構成	見直しの方針案（抜粋）	新たに計画に盛り込むべき点
4 地域包括ケアシステムを支える人材の確保及び介護現場の生産性の向上の推進等	○外国人介護人材定着に向けた介護福祉士の国家資格取得支援等の学習環境の整備について ●生産性向上の推進に関する都道府県との連携を図ることが重要である旨 ○都道府県主導の下、生産性向上に資する様々な支援・施策を一括し、総合的な事業者支援に取り組むこと ○ケアマネジメントの質の向上，人材確保について ○共生型サービスの活用の重要性について ○働きやすい環境づくりに向けた取組について ○文書負担の軽減について ●標準様式等の活用により，地域密着型サービスの広域利用時の複数市町村への申請手続きに係る負担が軽減される旨 ○経営の大規模化・協業化による人材・資源の有効活用も有効手段である旨 ●介護情報基盤の整備について ○要介護認定審査の簡素化・効率化の推進について	
5 介護給付等対象サービス及び地域支援事業の円滑な提供を図るための事業等に関する事項	○介護現場の安全性確保、リスクマネジメントの推進について ○総合事業によるサービスの効果的・効率的な提供の目的やそれに向けてそれぞれが実施すべきことを明確に理解する場等を設けることや，生活支援体制整備事業において，介護予	

基本指針の構成	見直しの方針案（抜粋）	新たに計画に盛り込むべき点
	防や日常生活支援に係るサービスを提供・支援する様々な主体との連携の促進及び連携先が実施している取組の評価の実施を行うことも考えられること ○地域包括支援センターの業務負担軽減と質の確保体制整備等について ○家族介護者支援について、伴走型支援、認知症カフェ、両立支援の取組や、ヤングケアラーを支援している関係機関との連携の重要性について ○養護者及び要介護施設従事者による虐待の防止に向けた体制整備について	
6 認知症施策の推進 7 特定施設入居者生活介護の指定を受けていない有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅の入居定員総数 8 地域包括支援センター及び生活支援・介護予防サービスの情報公表に関する事項 9 市町村独自事業に関する事項 10 災害に関する備えの検討 11 感染症に関する備えの検討	○認知症介護基礎研修を受講するための措置の義務化について ○官民が連携した認知症施策の取組の推進について ○業務継続計画（BCP）策定の義務化、策定支援について ○業務継続計画（BCP）策定の義務化、策定支援について	